



市 章

大津市公報

平 成 30 年 9 月 18 日
号 外 (第 55 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

規 則

68 大津市建築基準法等施行細則の一部を改正する規則..... 1

規 則

大津市建築基準法等施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年 9 月18日

大津市長 越 直 美

大津市規則第68号

大津市建築基準法等施行細則の一部を改正する規則

大津市建築基準法等施行細則(昭和47年規則第7号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第5条の6第2項」を「第5条の6第4項」に改める。

第13条第2項中「第43条第1項ただし書」を「第43条第2項第2号」に改める。

第13条の2第1項中「並びに」の次に「法第43条第2項第1号の規定による認定を受けようとする場合にあっては前条第2項各号に掲げる図書、」を加える。

第22条第4項中「第18条第2項」の次に「(法において準用する場合を含む。)の通知」を、「、又は」の次に「当該通知に係る」を加える。

附 則

この規則は、平成30年 9 月25日から施行する。